

世紀中頃)の主要な伽藍の屋根を葺く瓦や基壇を築く磚(レンガ)などが多量に出土しました。

その中には、武蔵国内の19郡の郡名が刻印・へう書された瓦・磚、さらには解文(目下の者が目上の者に出す文)・習書・戯画が書かれた磚があり、これらは国分寺の造営や造瓦の協力体制と生産の様子を解明する上で重要な資料であり、学術的に価値の高いものです。

### ○東京都指定無形民俗文化財(民俗芸能)

江戸火消しの梯子乗り

伝承地 東京都区内

保存団体 社団法人江戸消防記念会



江戸火消しの梯子乗り

江戸火消しの梯子乗りは、江戸時代中期に組織された町火消しが、火災現場で使われていた梯子で技を住民に披露し、火の用心を訴えたのがはじまりと伝えられています。明治以降、技は整備・確立され、現在も、鳶職人などによって伝承され、消防の出初式などで公開されています。

江戸火消しの梯子乗りの技には、梯子の先端で

行う「頂上技」、途中で行う「途中技」、紐を輪にして梯子に掛け足首を絡ませて行う「わっぱ」があります。

伝統的な技を伝える風物詩として都民が身近に捉えており、江戸・東京に根付いた文化として重要な民俗芸能です。

## 2 指定の種別を変更した文化財

### ○東京都指定史跡

瀬戸岡古墳群

所在地 あきる野市瀬戸岡398番1外

指定面積 17,155.78㎡

瀬戸岡古墳群は、半地下式の横穴式石室という構造をもつ古墳が50基密集して分布する都内では最大級の古墳群で、南武蔵における古墳時代後期の古墳群の中でも特徴的な古墳群です。

これまで「東京都指定旧跡」に分類されていましたが、「東京都指定史跡」に種別を変更することによって指定範囲を明確にし、保護を図ることになりました。

## 3 既に指定している文化財に数量を追加して指定するもの

### ○東京都指定有形文化財(古文書)

旧豊島郡徳丸本村名主安井家文書

所在地 板橋区赤塚五丁目35番25号

(板橋区立郷土資料館)外

所有者 安井一郎、板橋区教育委員会

江戸時代から明治時代前期までの江戸・東京周辺地域の動向を知る上で重要な地方文書(主に年貢、村政等に関する資料)です。昭和61年に新たに文書が発見され、その後の板橋区の区史編さん事業に伴う調査等でその全容が明らかになったため、昭和58年の指定に加え、5,026点の古文書を追加指定し、8,698点を一体的に保護していきます。

## 4 その他

上記の他、既に指定している文化財に面積を追加して指定するものとして、東京都指定史跡「青木家屋敷」及び東京都指定名勝「真姿の池湧水群」、また、既に指定しているものの指定地番を変更するものとして東京都指定史跡「広徳寺境域」があります。これらの文化財については、追加指定や指定地番変更を行なうことによって、一体的な保護を図って参ります。